

浦情個審第 17 号

令和 2 年 3 月 24 日

浦安市長 内田 悦嗣 様

浦安市情報公開・個人情報保護審査会

会長 飯 田 稔

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年 12 月 3 日付け浦み第 530 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 44 号

令和元年 8 月 30 日付けで審査請求人から提起された、令和元年 8 月 23 日付け浦み第 328 号で行った公文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

浦安市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年 8 月 23 日付け浦み第 328 号で、審査請求人に通知した公文書不開示決定処分において、別表に掲げる部分以外を不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分については、これを不開示としたことは妥当でなく、当該部分に係る処分を取り消し、開示すべきである。

### 第 2 本件事案の経緯

諮問に至る経緯は次のとおりである。

#### 1 開示請求

審査請求人は、令和元年 8 月 9 日付けで、浦安市情報公開条例（平成 13 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条により実施機関に対し、「(1) 市内の緑地で、維持管理業務上必要なため「出入口」が設けられている箇所を示す図面等の文書。(2) (1)に関連して「出入口」設置の背景、必要性が記載されている文書。(3) 「自治会清掃でも主に落ち葉を清掃されるとのことで、落ち葉を掻き出す際に必要となるといったご意見をいただいております。」とのことですが、当該意見を記載した文書。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

#### 2 不開示決定

実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書を「出入口設置にかかわる要求（〇〇〇〇〇〇（以下「特定緑地帯」という。））」（以下「本件対象公文書」という。）とし、条例第 7 条第 2 号に該当するとして「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。開示することにより当該個人の氏名等が明らかとなり個人の権利利益を害するおそれがあるため。」との理由を付し、不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を令和元年 8 月 23 日付け浦み第 328 号で審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和元年 8 月 30 日、本件処分を不服として実施機関に対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求を行った。

## 4 諮問

実施機関は、条例第 19 条第 1 項により、令和元年 12 月 3 日付け浦み第 530 号で当審査会に諮問した。

## 第 3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、対象公文書の部分開示（個人情報以外）を求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求書、反論書、口頭意見陳述等により審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 審査請求書による審査請求の理由

「個人が識別できる」ことを不開示の理由としているが、浦安市情報公開条例第 8 条の措置を行い、部分開示をすることは可能である。

#### (2) 反論書における主張の要旨

① 本件開示請求は 3 項目あったが、2 番目の項目「『出入口』設置の背景、必要性が記載されている文書。」に関しては、実施機関の弁明書において、1 (2) 開示請求の内容として記載があるものの、1 (3) 対象公文書の特定および内容、2 (1) 不開示、3 弁明の理由には記載が漏れており、弁明がない。

② 令和元年 11 月 11 日付浦み第 496 号「弁明書」に記載されている「弁明の理由」は、浦安市公文書不開示決定通知書（令和元年 8 月 23 日付浦み第 328 号）に記載された理由を詳述したものに過ぎず、新たな論点はない。

③ 3 番目の項目に関わる「自治会清掃でも主に落ち葉を清掃されるとのこと、落ち葉を掻き出す際に必要となるといったご意見をいただいております。」との表現は、令和元年 8 月 14 日付の内田市長名「市長への手紙の回答について」（受付番号〇〇〇〇）に明記されたものである。当該意見については、文書全体の文脈を確認し、判断する必要があるが、市長は都合のよい部分のみをつまみ食いしたことを隠蔽するために、個人情報保護を理由に不開示とした可能性がある。

④ 審査請求人は、審査会に於いて原文書を確認して、部分開示の是非を審査することを求める。

#### (3) 意見陳述の要旨

① 開示を求める理由

住民間の意見の相違に端を発した問題に対し市の対応が異なっているところ、相手方の主張を明らかにして、審査請求人側の主張と対比し、市がそれぞれの主張を評価検討した過程は行政の判断の透明性の確保の観点からも明らかにされるべきである。相手方の個人情報を求めている訳ではない。

② 審査庁と処分庁

「浦安市公文書開示事務取扱要領」では、「所管課」が①「処分庁である浦安市長の事務の執行上の補助をする課」と②「審査庁である浦安市長の事務の執行上の補助をする課」を兼ねることを推認できる構成となっており、公正公平な事務が行われない虞を感じる。

③ 審査会開催までに要した期間

昨年8月30日の審査請求から、審査会開催初日の本年1月30日まで5か月間もの時間を要している。これ程の時間を要することは、法の精神をないがしろにし、審査会制度に対する信頼を大きく損なうものである。

処分庁（所管課は、みどり公園課）が弁明書の提出に73日間を要したことが遅延の最大の根源である。浦安市公文書開示事務取扱要領第9の5(1)は「審査請求を受付けた時は、速やかに弁明書を作成しなければならない。」と規定しているが、弁明書作成までの73日は、「速やか」とは程遠く、事務取扱規定違反である。昨年10月中旬には、審査請求人から、法務文書課の担当係長に弁明書の提出を指導する様に求めたが、それから弁明書の提出まで、約1ヶ月を要している。

④ その他

情報公開、審査請求等につき、市から十分な説明が与えられていない。

(4) 意見陳述の補足

処分庁が既に部分開示した文書には、審査請求人の住所を容易に特定することのできる記載があり、個人情報保護が不十分であるとともに、本件文書を個人情報に当たるとして不開示決定したことは不公平である。

## 第4 実施機関の説明要旨

弁明書、口頭意見陳述等による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

### 1 本件対象公文書の内容について

本件対象公文書は、特定の個人が、市に対し特定緩衝緑地帯について個人の要望等を提出した文書である。

## 2 不開示の理由について

### (1) 不開示とした部分について

本件対象公文書は、条例第7条第2号に該当するものとして、対象公文書の全てを不開示としたものである。

### (2) 条例第7条第2号の該当性について

本件対象公文書は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。開示することにより当該個人の氏名等が明らかとなり、個人の権利利益を害するおそれがある。

## 3 弁明の内容について

### (1) 条例8条第1項の該当性について

条例8条第1項では、「開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報が記録されている部分以外の部分を開示しなければならない」と規定されている。

しかしながら、本件対象公文書は、特定の個人が市に対する意見、要望等を提出した文書であり、公文書の全部が個人情報に該当するものであるため、第8条第1項には該当しない。

### (2) 条例8条第2項の該当性について

条例8条第2項では、「開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定されている。

しかしながら、本件対象公文書のなかには、市に対する個人の意見や要望等が記録されており、一般に知られたくないという性質を有する情報であり、個人を識別させる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、第8条第2項には該当しない。

## 4 意見の陳述に係る補足事項について

本件開示請求の内容(2)、(3)は、いずれも本件対象公文書に含まれるものと判断される。また、文書は不存在であるが、住民から枯葉対策について要望を受け、市としても対応を行ってきた中で、維持管理上出入口が必要と判断し、設置に至った背景があることを申し添える。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件事案について

実施機関は、本件対象公文書は条例第7条第2号に該当するものとして、令和元年8月23日付で本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しと対象公文書の部分開示（個人情報以外）を求めており、実施機関は、本件処分を妥当としている。

当審査会は、審査請求人の意見及び実施機関の弁明等をふまえ、本件対象公文書を見分した上で本件処分について検討した結果、次のとおり判断する。

### 2 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報と定めている。

しかし、同号ただし書は、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

当審査会が見分したところ、本件対象公文書に記録されている情報には、個人の氏名や市に対する意見、要望の内容、市職員の所属名、職名、氏名、宛名などが含まれていることから、以下、これらが不開示情報に該当するか否かを順に検討する。

#### (1) 個人の氏名や市に対する意見、要望の内容を記載した部分について

##### ア 個人識別該当性について

本件対象公文書に記録されている情報のうち、個人の氏名や市に対する意見、要望などが記載した部分については、特定個人の氏名が含まれており、氏名以外の部分は当該個人の意見や要望の内容であるから、全体として当該個人に係る情報であり、条例第7条第2号本文前段の情報に該当するものと認められる。

イ 部分開示の該当性について

次に、上記アの該当部分について、条例第8条第2項による部分開示の可否の検討を行う。

条例第8条第2項では、「開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と定めている。

この規定は、開示請求に係る公文書に特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合にも、特定の個人を識別させる部分を除くことによる部分開示ができる旨を定めたものである。

そこで、本件対象公文書のうち、上記アの該当部分について、個人識別性のある部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるか否かを検討する。

上記アの該当部分については、氏名は個人識別性があり、それ以外の部分には、当該特定個人の意見や要望が記録されているところ、その内容は、当該特定個人の思想、信条等に関わるものであると認められる。

一般に、個人の思想、信条等を記録した情報は、個人の人格と密接に関わるものであるから、これらが当該個人の意思に関わらず公にされた場合、当該個人の権利利益が害されることは明らかである。

よって、当該情報は、個人識別性のある部分を除いたとしても、個人の権利利益が害されるおそれがあることから、条例第8条第2項の規定による部分開示をすることはできない。

(2) 市職員の所属名、職名及び氏名を記載した部分について

本件対象公文書に記録されている情報のうち、市職員の所属名、職名及び氏名を記載した部分については、市が事務を遂行するにあたり、その職務に当たった者についての情報である。このうち、氏名及び職名について

は、特定の個人を識別できるものであるが、所属名とともに、公務員の職務の遂行に係る情報であると認められる。

よって、当該部分については、条例第7条第2号ただし書ウに該当することから、開示すべきである。

(3) 宛名を記載した部分について

本件対象公文書に記録されている情報は、特定の個人が市に対し提出した文書であるため、宛名を記載した部分については、地方公共団体の郵便番号、所在地、名称、職名、長の氏名が記載されていることから、以下、その開示の可否について順に検討する。

ア 地方公共団体の郵便番号、所在地、名称を記載した部分について

地方公共団体の郵便番号、所在地、名称を記載した部分については、当該地方公共団体の所在地、名称を記載したにすぎないため、個人に関する情報とは認められない。

よって、当該部分については、条例第7条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

イ 地方公共団体の長の職名及び地方公共団体の長の氏名を記載した部分について

地方公共団体の長の職名及び地方公共団体の長の氏名を記載した部分については、特定の個人を識別できるものであるが、当該個人は地方公共団体の長であり、地方公共団体の長の職名や氏名は一般に公にされている情報であると認められる。

よって、当該部分については、条例第7条第2号ただし書アに該当することから、開示すべきである。

(4) 上記以外の部分について

上記以外の部分については、特定個人を識別できる情報が記録されているとは認められない。

よって、当該部分については、条例第7条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

### 3 審査会までに要した期間について

本件審査請求から審査会の開催までおよそ5か月が経過しているところ、とりわけ実施機関による弁明書の作成に73日間を要している。

「浦安市公文書開示事務取扱要領」第9の5(1)によると、「所管課は、審査請求を受け付けたときは、速やかに弁明書（別記第4号様式）を作成しなければな



らない。」とされている。弁明書作成に 73 日間を要したことは、本件処分の判断に影響を及ぼす著しい遅れとまでは言えないが、実施機関は、審査請求制度に対する信頼を損なうことのないよう、できるだけ速やかに弁明書の作成に努めるべきである。

#### 4 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件対象公文書につき、その全部を条例第7条第2号に該当するとして不開示とした決定については、別表に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分については、同号に該当せず、または同号ただし書ア若しくはウに該当することから、不開示としたことは妥当でなく、これを取り消して開示すべきであると判断する。

また、審査請求人のその余の主張については、本件処分の判断に直接関係するものではなく、当審査会の判断に影響を及ぼすものでもないので、ここでは言及しない。

別表

頁数	開示すべきと判断した部分
1 頁目	3 行目に記載の内容 4 行目に記載の内容 5 行目に記載の内容 6 行目に記載の内容 28 行目に記載の内容
2 頁目	18 行目 3 文字目から 19 文字目まで 28 行目に記載の内容 29 行目 1 文字目から 6 文字目まで 30 行目 14 文字目から 22 文字目まで 31 行目 1 文字目から 17 文字目まで 32 行目 1 文字目から 8 文字目まで 34 行目に記載の内容
3 頁目	3 行目に記載の内容 4 行目に記載の内容 28 行目に記載の内容
4 頁目	13 行目 23 文字目から 32 文字目まで 28 行目に記載の内容
5 頁目	32 行目に記載の内容
6 頁目	5 行目 34 文字目から 37 文字目まで 31 行目に記載の内容
7 頁目	22 行目に記載の内容
8 頁目	31 行目に記載の内容
9 頁目	2 行目 11 文字目から 19 文字目まで 7 行目 20 文字目から 29 文字目まで 27 行目 1 文字目から 4 文字目まで 28 行目 24 文字目から 26 文字目まで 31 行目に記載の内容
10 頁目	18 行目に記載の内容

備考

行数には、その行に記載がない空白の行は含まない。

文字数は、左側から数えている。（句読点も 1 文字と数え、空白部分は含めない。）